

香川大学における教職課程の内部質保証に関する方針

令和4年4月1日

教職教育委員会

総則

第1 目的

この方針は、香川大学（以下「本学」という。）が教員の養成の目標及び当該目標を達成するための計画（教育職員免許法施行規則第22条の6第1号）に照らして成果を上げることができたのかを中心に行う。

その際、達成すべき質的水準と具体的実施方法についてあらかじめ定め、恒常的・継続的に点検・評価を行い、教職課程の課題と成果を把握し、改善・橋上に努めるとともに、結果を公表し説明責任を果たすことを目的に教職課程の内部質保証を行う。

教職課程の内部質保証の項目及び実施する単位

第2 教職課程の内部質保証の項目

内部質保証は以下の項目を対象に実施する。

- (1) 教育理念・学修目標
- (2) 授業科目・教育課程の編成実施
- (3) 学修成果の把握・可視化
- (4) 教員組織
- (5) 情報公表
- (6) 教職指導（学生の受け入れ・学生支援）
- (7) 関係機関等との連携

第3 教職課程の内部質保証の実施単位

香川大学における教職課程は、全学単位で実施している課程と、学部・研究科の部局等を単位として実施している課程とがあります。

このことから、原則として、全学単位と部局等単位で実施されている課程は部局等ごとに、内部質保証を実施します。

教職課程の内部質保証の実施・責任体制

第4 教職課程の内部質保証の実施体制

教職課程の内部質保証の実施に最終責任を負う最高責任者、最高責任者を補佐し内部質保証業務を統括する統括責任者、部局等責任者を置く。

1 最高責任者

- (1) 最高責任者は、教職課程の内部質保証に関する業務を総括し最終責任を負う。

(2) 最高責任者は、教育担当理事をもって充てる。

2 統括責任者

(1) 統括責任者は、最高責任者を補佐し、教職課程の内部質保証に関する業務を実質的に統括する。

(2) 統括責任者は、教育学部長をもって充てる。

3 部局等責任者

(1) 部局等責任者は、部局等の活動に係る内部質保証に関する業務を行う。

(2) 部局等責任者は、当該部局等の長をもって充てる。

第5 教職教育委員会の役割

教職課程の内部質保証に関する事項は、教職教育委員会に諮るものとする。

第6 教育研究評議会の役割

教職課程の内部質保証結果は、教育研究評議会へ報告する。

教職課程の内部質保証の実施手順

第6 教職課程の内部質保証の実施手順

教育担当理事は、本法人及び本学における内部質保証を組織的に推進するため、点検・評価及び改善・向上に係る実施手順を定めるものとする。

教職課程の内部質保証の周期

第7 教職課程の内部質保証の周期

(1) 内部質保証の周期は、項目の特性、第三者評価の周期等を考慮して、総括責任者が定める。

(2) 各責任者は必要に応じ、上記以外の周期での内部質保証を行うことができる。

内部質保証に係る情報の公表

第8 点検・評価結果等の公表

(1) 点検・評価及び改善計画は、大学内の関係する委員会等で報告するとともに、大学 Web サイト等を通じ公表するものとする。

(2) 点検・評価により収集、整理したデータ及び情報は、関係する委員会等で報告するとともに、大学の学内者向け Web サイト等を通じ周知するものとする。

その他

第9 改正

この方針の改正は、教職教育実施部会の議を経て、教職教育委員会が決定する。

第 10 その他

この方針に定めるもののほか、教職課程の内部質保証に関し必要な事項は、学長が別に定める。